

(別紙1)

機能種別の選択と決定方法

機能種別名	種別の説明
一般病院 1	・ 主として、日常生活圏域等の比較的狭い地域において地域医療を支える中小規模病院
一般病院 2	・ 主として、二次医療圏等の比較的広い地域において急性期医療を中心に地域医療を支える基幹的病院
一般病院 3	・ 主として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発・評価、高度の医療に関する研修を実施する病院または準ずる病院
リハビリテーション病院	・ 主として、リハビリテーション医療を担う病院
慢性期病院	・ 主として、療養病床等により慢性期医療を担う病院
精神科病院	・ 主として、精神科医療を担う病院
緩和ケア病院	・ 主として、緩和ケア病棟またはホスピスを保有している病院

主たる機能種別の決定に際しては、最も病床が多い機能に基づくことを原則とする。その際、医療法上の病床の種別に関わらず、機能の実態で判断する。ただし、「一般病院1」については多様な医療を提供する病院を想定していることから、病床の機能だけではなく、病床数（概ね200床未満）、病棟と病院の機能（地域一般病棟、一般と療養を併せ持つケアミックス型病院など）を斟酌して、この区分に該当するかどうかを決める。

(別紙2)

報告を求める事例の範囲について

病院機能評価認定に関する運用要項第16「別紙に定める重大な法令違反等」の範囲は、以下のとおりとする。

1. 認定病院の医療行為ないし本来的医療事務に関する法令違反行為
 - ア 患者の生命・身体に対する侵害行為
例：不当な身体拘束、職員による患者への暴力、医療の名のもとに行われた他害行為
 - イ 患者の財産・名誉その他患者の権利を侵害する行為
例：医療行為に関する患者への虚偽の説明、守秘義務違反、故意または重大な過失による情報漏洩
 - ウ 特定の患者に対する侵害行為は認められないが、医事薬事に関する法令に違反した行為
例：組織的な医療事故の隠蔽、無資格者を医師・看護師等として採用
2. 上記以外の認定病院の法令違反行為であって、国民の医療や認定病院に対する信頼を著しく失わせる行為
例：悪質な診療報酬不正請求や脱税、病院幹部の汚職
3. 認定病院の特定職員の行為であっても外形的に職務の一環としてなされた行為であり認定病院が民法上の使用者責任を負う場合、または外形的にも職務行為とは無関係になされた行為だが特段の理由により認定病院の監督責任が認められる場合
例：無資格者による医療行為、病院職員による医療用麻薬の不正使用

(別紙3)

報告を求める事例の範囲について

病院機能評価認定に関する運用要項第21の1「別に定める重大な事故等」の範囲は、以下のとおりとする。

1. 明らかに誤った医療行為や管理上の問題により、患者が死亡若しくは患者に障害が残った事例、あるいは濃厚な処置や治療を要した事例。
2. 明らかに誤った行為は認められないが、医療行為や管理上の問題により、予期しない形で、患者が死亡若しくは患者に障害が残った事例、あるいは濃厚な処置や治療を要した事例。
(注) 医療行為や管理上の問題が、原因として疑われる場合も含めるものとする。